

令和5年第10回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月20日(金) 13時28分～14時05分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員

(14名)

会長 16番 中川和則

委員 1番 金子忠博

2番 佐々木達也

3番 高橋かおる

4番 白澤克美

5番 熊谷洋司

7番 川村和男

8番 佐々木博

9番 星川忠博

10番 藤原幸藏

11番 佐藤俊孝

12番 高原弘明

13番 阿部江利子

14番 白澤和実

(欠席) 6番 川村良道

15番 佐々木昭英(会長職務代理者)

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第9 議案第3号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

5 説明員

農業委員会事務局 事務局長 田口征寛

係長 泉山弘道

主任主事 藤原佳芳里

6 会議の概要

議長 会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は挙手により発言の意思表示をお願いいたします。なお、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、6番川村良道委員、15番佐々木昭英職務代理者から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和5年第10回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、当職より指名いたします。2番、佐々木達也委員、4番、白澤克美委員、5番、熊谷洋司委員をお願いいたします。

議長 日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、当職より指名いたします。農業委員会事務局、藤原佳芳里主任主事をお願いいたします。

議長 日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。9月26日、にぎわい創出実行委員会、役場2-3会議室で行われ、私が出席しております。10月に入りまして12日、新規就農面談、役場2-4会議室で行われ、佐藤俊孝委員、星川忠博委員、事務局で行っております。13日、再生困難遊休農地現地調査、間野々地内で川村和男委員、阿部江利子委員、佐々木達也委員、事務局で行っております。同じく13日、あっせん会議、5役と事務局で行っております。16日、市町村農業委員会会長会議、盛岡市の岩手県水産会館で行われ、私が出席しております。内容については、11月に行われる農業委員会大会で決定する国に対する政策要望等の検討を行ったところです。その後、令和5年度一般社団法人岩手県農業会議臨時総会が行われまして、各農業委員会委員改選などのことから、農業会議の新たな理事の選任が行われまして、盛岡市農業委員会の北田会長、二戸市農

業委員会の安藤会長、県農協中央会の照井常務理事が選任されております。そして本日20日、令和5年第9回矢巾町農業委員会総会となっております。以上ですが、質疑等ございますか。

佐藤俊孝委員
議長

はい、議長。
はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。16日に行われた会長会議において、国に対する政策要望を検討されたということですが、具体的にどのような要望内容なのかお知らせください。

議長

はい、これまでと継続的な内容が主となりますが、水田活用の交付金関係のことであるとか鳥獣被害対策など、そのほかもあります。来月の農業委員会大会でみなさんにお示しして、国に要望していくこととなっております。佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員
議長

はい。
ほかに質疑ございますか。

議長

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

ありません。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。質疑ございますか。

議長

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第2号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

ありません。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

議長

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

議長

(議案第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長
事務局

はい、事務局。

議案第1号についてご説明させていただきます。お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。なお、番号2の案件につきましては、譲受人は今年の8月から当該農地に隣接する住宅に居住し、新規就農するものでございます。以上でございます。

議長

それでは、新規就農の案件につきまして、10月12日に新規就農者審査を行っておりますので、審査の結果について、11番、佐藤俊孝委員より報告をお願いします。

佐藤俊孝委員

はい、11番、佐藤です。それでは資料No.2の審査意見書をご覧くださいと思います。今月12日に私と地元農業委員である星川忠博委員、そして事務局とで、申請者であります●●●●さんと面談を行いました。審査としては新規就農でありますので5項目ございますが、営農計画書と照らして審査した5項目の内容について報告いたします。1の営農計画が妥当かについてですが、営農地は本年8月に移住した自宅に隣接した農地で、約25aの面積となっております。営農作目、労働力についてですが、営農作目としてはトマト、ナスなど自家消費の野菜、大豆、小豆、ブルーベリー、ワラビが計画されておまして、これらは主にお菓子などの材料になっております。労働力としては本人、母親となりますが、母親は宮古市新里の産直等で農産物等の販売実績があり、販売販路が確保されております。なお、本人は紫波町内のクリニックに看護師として勤務しておりますが、勤務先の理解もあり、農繁期には計画的に休暇を取り作業できる体制であるとのこと、まさに半農半Xを実践しようとするものであります。営農作目の栽培技術としては、本人の経験はほぼなく、母親への補助程度であったとのことでしたが、周辺農家、特にも●●●さんという、営農組合の組合長で現農地所有者の本家にあたる方ですが、この方の全面的な協力を受けて作業委託等による営農をするほか、栽培の技術指導、支援をいただくこととなっております。作付面積としては、数年後に約25aを全面積に栽培することとしておまして、作業委託しながら徐々に自作に移行拡大することとしており、このことにより無理なく、適正に管理されるものと思われまます。以上のことから、営農計画は妥当と判断いたしました。2の業としての経営かについてですが、母親がこれまで産直販売してきたイナキビダンゴ、イモダンゴなどの加工技術の伝承と、さらには大豆の味噌加工、小豆やブルーベリーのおやつ加工を予定しており、母から娘に加工技術を伝えたい熱意を強く感じました。経営地は自家消費中心としては規模が大きいですが、本人、母親の意欲が高いこと、周辺農家から営農支援、協力が得られることから、妥当な計画であると思われまます。3の資金収支から見て妥当かについてですが、営農計画における収支計画は、その規模

や産直への加工販売等を見据えたものであり、本業を持つての資金収支からして妥当な計画であると思われます。4の営農姿勢についてですが、審査聴取を本人から行い、感じたことは、母親の営農に対する思いと娘への技術の伝承の意思を強く感じました。本人からは、地域の一員として営農技術を取得して営農していくストイックな姿勢、さらには大学在学中のご子息が卒業と同時に町内居住しながら営農する意思があるとのことであり、継続される営農姿勢を受けとめました。5の知識・経験の有無についてですが、本人はこれまで、母親の農作業を一時的に手伝う程度でしたが、母親は高齢ではありますが、営農経験に基づいた営農技術と農産加工技術を娘である本人に伝承することとしています。さらには、本人の知識、経験不足を補完するものとして、周辺農家及び営農組合からの指導支援を受けることとなっており、営農継続が図られるものと思っております。6の総合評価ですが、以上の5つの審査項目の総括として、営農計画が妥当であること、営農、耕作に対して強い熱意と固い意志が感じられたことを踏まえて、申請農地を適正に耕作することが可能と評価し、農地法第3条の許可申請を受けることは妥当であると結論付けました。以上が総合評価についてであります。本案件の補足事項として岩清水のコミュニティ振興の面から、平成27年からの空き家解消、遊休農地解消につながるものであり、本委員会としても、今後の指導支援を強力に進めることが、農業振興や地域コミュニティの維持増進につながるものとも思います。以上です。

議長 佐藤委員、ありがとうございます。そのほか、補足説明はございますか。

星川忠博委員 はい、議長。

議長 はい、9番、星川忠博委員。

星川忠博委員 9番、星川です。佐藤委員からの報告のとおりであります。そのとおり本人の意欲もかなりあるので、妥当であると思っております。なお、岩清水でも山沿いの土地でありまして、空き家空き地であれば鳥獣被害が地域に広がるわけですが、人が住み営農することによって、山から里に鳥獣が降りてこない状況も作れるのかなとも思います。以上です。

議長 星川委員、ありがとうございます。そのほか、補足説明はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員 12番、高原です。議案書の番号1についてですが、譲受人の経営状況で家族が2名、稼働者が3名となっておりますが、通常だと稼働者は家族と同数か少ないものと思っておりますが、稼働者が多いのはどのような状況か教えて

ください。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

12番、高原委員のご質問にお答えします。こちらにつきましては、同じ住居に居住しているのは3人ではありますが、世帯としては2人と1人の2世帯に分かれておりまして、家族としては2人、稼働者としては別世帯の息子さん1人を加えまして3人と表しているものとなります。以上でございます。

議長

高原委員、よろしいですか。

高原弘明委員

はい。

議長

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画に係る意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第2号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第2号についてご説明させていただきます。こちらの案件につきましては、水利権を耕作者に移転することから、借賃に水利費は含まれないため、この金額になったものでございます。以上でございます。

議長

それでは、質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。次に進みます。日程第9、議案第3号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。こちらの案件につきましては、当該農地の山林化が進んでいることが判明したため、現地調査の結果を踏まえて非農地判断するものでございます。以上でございます。

議長 それでは、10月13日に再生困難農地現地調査を行った結果について、13番、阿部江利子委員より報告をお願いします。

阿部江利子委員 はい、13番、阿部です。10月13日に私と川村和男委員、佐々木達也委員、事務局と行った再生困難農地現地調査の結果について報告いたします。当該農地ですが資料のとおり30a近い土地になります。雑草や竹が生い茂って、キツネやタヌキ、ヘビなどの野生動物が多数住み着いております。周辺住民がこれまで大変迷惑しておりまして、私にもなんとかならないものかと再三相談があるところです。当該地は、登記上の所有者が存命のときは年に数回、ある程度の手入れはされていたのですが、その方が亡くなってから法定相続人全員が相続を放棄したようで、しばらくは法定相続人の方がたまに手入れをされていたのですが、相続財産管理人が決まってからは手付かずの状態となっているものです。相続財産管理人によると、隣接する宅地と併せて売却を進めていたところ、宅地については売却し、その購入された方が一緒に当該地の購入を検討したところ、農家ではないために農地としては購入できないということで、当該地だけが残っている状況であります。宅地を購入した方から改めて当該地を購入して、手入れをしながら活用していきたいとの相談がありましたので、今回調査をすることになったものです。現在、相続財産管理人である弁護士が管理しております当該地は、資料を見てもわかるとおり農地として再生することが著しく困難であり、農地として売却等を行うことは難しいものですが、農地ではない雑種地などの地目であれば、宅地を購入した方が当該地を購入して、手入れをしながら別の活用をすることも可能となるものです。元々は農地でありましたが、40、50年前から雑草と竹林という資料のとおり現在の同じ状況でもありますので、元の農地として戻すことは難しいものと判断いたしました。以上です。

議長 阿部委員、ありがとうございます。そのほか、補足説明はございますか。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員 7番、川村です。私も現地調査に行きましたが、私が20代のころから見ている状況と変わりなく、改めてすごく荒れた状況だなと思いました。この家は元々この地域の大地主で、年貢により生計を立てていたと聞いておりますが、農地解放などによって生計を維持していくのが難しくなったのではないかと思います。当該地については、この機会に手を付けなければ今後何十年もこの荒れた状態のままで、周辺住民や周辺農地への影響も考えて、非農地判断するべきものと思っております。以上です。

議長 川村委員、ありがとうございました。そのほか、補足説明はございますか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がございましたら挙手願います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第3号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地であると判断する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長 挙手多数ですので、非農地であると判断することに決めます。次に進みます。

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。皆様大変お疲れ様でございました。

（終了 14 : 05）

以上は、令和5年10月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第10回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____